

■ はじめに

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月より本格施行されることになりました。

この「子ども・子育て支援新制度」の施行に向け、すべての市町村が事業の実施主体として、今後5年間における教育・保育の量の拡充や質の向上をめざした子ども・子育てに関する新たな計画（市町村「子ども・子育て支援事業計画」）を策定することになりました。

これにあわせて、県では、各市町村が事業の実施主体としての役割を十分果たせるよう必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずること等を主眼として、「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定します。

2 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」第62条第1項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日 内閣府告示第159号）に即して策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画（「ながの子ども・子育て応援計画」）の一部を構成します。

3 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。